## 地域包括ケアの推進について

【担当省庁:厚生労働省】

## 介護保険制度の見直し

- 介護保険制度が持続可能なものとなるよう、**国の公費負担割** 合の引き上げや低所得者対策の一層の充実等、制度を抜本的に 見直していただきたい。
- 保険者機能の強化による自立支援・重度化防止の推進に係る 実績評価のための指標設定等に当たっては、要介護認定率の抑 制等により、適正なサービス利用が阻害されることのないよう な仕組みとするとともに、地方に過度の事務負担が生じないシ ステムとされたい。

また、<u>市町村が自立支援・重度化防止により積極的に取り組むことができるよう、必要な財政措置と技術的支援</u>を行っていただきたい。

● <u>新たな介護保険施設(「介護医療院」)</u>について、介護療養病床がこれまで果たしてきた役割を踏まえ、<u>十分な施設基準や</u>報酬体系とするとともに、<u>介護療養病床等からの転換が円滑に</u>行われるよう、支援の充実を図っていただきたい。

また、介護保険事業(支援)計画の策定のため、早急に基準・報酬等を示していただきたい。

京都府 の担当課 健康福祉部 高齢者支援課(075-414-4567) 介護・地域福祉課(075-414-4678)

■京都府内の市町村の介護保険料(市町村介護保険料の加重平均値)

第5期(H24~26) 5,280円 ⇒+532円(+10.1%)⇒ 第6期(H27~29) 5,812円

### ■介護保険法等改正のポイント(抜粋)

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- ▶ 全市町村が保険者機能を発揮し自立支援・重度化防止への取組が求められる
  - ・国から提供されたデータを分析し介護保険事業(支援)計画を策定
  - ・都道府県による市町村支援事業の創設
  - ・財政的インセンティブの付与(成果に応じた国庫配分)
- 2 医療・介護の連携の推進等
- ▶ 新たな介護保険施設「**介護医療院」が創設**された
  - ・「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供
  - ・現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長

#### ■介護療養病床数の推移

<b>开设水及附外外</b> 型压力								
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
医療療養病床	2,609	2,610	2,636	2,630	2,898	2, 943	3, 130	3, 163
介護療養病床	3, 574	3, 478	3, 385	3, 350	3, 144	3, 099	2, 943	2,863

(各年度4月1日時点)

#### ■療養病床の維持、転換に対する京都府の独自制度の活用状況(単位:医療機関数)

<u> </u>				~/	
区 分	趣旨	H25	H26	H27	H28見込
がんばる医療療養病床支援	医療療養病床の維持	19	14	11	13
さきがけ医療療養病床支援	介護療養病床から医療 療養病床への移行支援	0	0	60	0

#### (参考) 要介護認定率 (平成28年3月末時点)

`		1 (17000   0717   14417	187
		京都府	全国
	要介護認定率	19. 49%	17. 95%

# 2 介護・福祉職の人材確保に向けた処遇改善

深刻な人材不足となっている介護・福祉人材のさらなる確保・定 着を図るため、以下の施策を講じていただきたい。

介護・福祉職員の資格や経験が正しく評価されるなど、<u>キャリア</u> パスの進捗実績に応じた処遇改善が行われる制度の構築を、国の責任において利用者負担が発生しないよう行っていただきたい。 平成29年6月 京都府

### ■京都府内の介護職員の求人倍率(京都労働局 府内雇用失業情勢 H29年2月分)

介護関連	全産業平均		
3.38倍	1.43倍		

■全産業と介護職員の給与差(厚生労働省 H26、27年度賃金構造基本統計調査)

	平成27年	平成26年	前年度増減
全体	489. 2	479. 7	9. 5
介護員(全体との差)	316.1(▲173.1)	309. 3 (▲170. 4)	6.8(▲2.7)

- ► 給与差の解消に必要な増額幅=約13.4万円(処遇改善加算で増額する場合の所要額)
- ▶ 現行の処遇改善加算制度の課題
  - ①職員の経験・資格等に応じて昇級する「仕組みの設定」が加算要件
  - ②加算されても職員給与に反映するかは施設に委ねられている
  - ③キャリアパスの進捗実績に応じた処遇改善が担保されていない

## ■京都府は独自に事業所評価の制度を創設し、安心して働ける事業所を認証している

きょうと福祉人材 人材育成に積極的に取り組む事業所を府が認証し学生等に公表 育成認証制度 認証取得への取組を研修やコンサルティングで府が支援

► この制度による離職率の差は5.3ポイントとなっている 認証事業者の離職率8.2% < 非認証事業者の離職率13.5%